○近畿地方整備局告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第四十八号丹南都市計画道路事業

三・三・三十一号戸谷片屋線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

一　登録番号

中国地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	河尻順津子、内田　誠
変更後	寺本順津子

(2)　変更年月日

平成二十三年八月二十六日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	平賀　京子
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年八月三十一日

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県高岡郡四万十町平串字障子田三四七番一地先から同町平串字今宮田三〇九番二地先まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月三十一日

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	吉野川市山川町前川一一番一から同市山川町前川一一〇番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月三十一日

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
島原市秩父が浦町丁二六八七番五から同市南崩山町丁二四八一番三まで	前	一一・〇〇メートル～一四・〇〇メートル
	後	一三・〇〇メートル～三一・四〇メートル
二(一)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所		
(二)　道路の種類　一般国道		
(三)　路線名　五十七号及び二百五十一号		
区間	変更前後別	敷地の幅員延長
諫早市小野町二九三番一八から同市長野町一六四二番五まで	前	二七・七〇メートル～八六・七五メートル
	後	二七・七〇メートル～五四・〇〇メートル
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所		
三(一)　道路の種類　一般国道		
(二)　路線名　四百九十七号		
(三)　道路の区域		
区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市矢岳町四九番二から同市平瀬町九番一まで	前	四二・〇〇メートル～二二五・八一メートル
	後	四二・〇〇メートル～一九七・六七メートル
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所		

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	島原市秩父が浦町丁二六八七番五から同市南崩山町丁二四八一番三まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月三十一日